

## 見込み量・確保方策の記載が必要な地域子ども・子育て支援事業について

| 計画への記載が必要な地域子ども・子育て支援事業                          | 国の基本指針における見込み量算定の参酌標準   | 該当する本市の事業  | 国算出手引きによる二ーズの推計値                   |
|--|---|--|------------------------------------|
| 利用者支援に関する事業                                      | 利用希望把握調査等により把握した子ども子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること  |  | —                                  |
| 地域子育て支援拠点事業                                      | 利用希望把握調査等により把握した地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること   | (仮)みんなの子育て広場<br>地域子育て支援センター事業<br>(仮)キッズサポートセンターさかい         | 138,240 人日                         |
| 一時預かり事業  | 利用希望把握調査等により把握した小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を利用した日数(幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く。))を含む。)の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること  | 民間保育所一時預かり事業<br>堺市一時保育事業<br>私立幼稚園預かり保育推進事業<br>市立幼稚園預かり保育事業 | 【幼稚園】463,873 人日<br>【その他】171,234 人日 |
| 乳児家庭全戸訪問事業                                       | 出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること   | 乳児家庭全戸訪問事業   | —                                  |
| 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 | 児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第8項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること   | 育児支援ヘルパー派遣事業<br>子育てアドバイザー事業                                | —                                  |
| 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)                     | 利用希望把握調査等により把握した子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く)の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること  | ファミリーサポートセンター事業  | 【就学前】3,418 件<br>【就学後】753 件         |
| 子育て短期支援事業  | 利用希望把握調査等により把握した保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった機関の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること   | 子育て短期支援事業  | 【ショート】196 人日<br>【トワイライト】0 人日       |
| 時間外保育事業  | 利用希望把握調査等により把握した小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること   | 延長保育促進事業(民間保育所)<br>延長保育事業(公立保育所)                           | 4,859 人                            |
| 病児・病後児保育事業                                       | 以下のいずれかの方法で設定すること<br>・法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること<br>・利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考えられる区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること | 病児・病後児保育事業   | 30,358 人日                          |
| 放課後児童健全育成事業                                      | 小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間における適切と考えられる目標事業量を設定すること。なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね10歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。  | のびのびルーム等   | 調査結果分析中                            |
| 妊婦健康診査   | 母子保健法第13条第2項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第15条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。  | 妊婦健康診査事業   | —                                  |

注：「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体の参入促進事業」については、国から事業の詳細が示された後に検討する。